東京都担当確認年月日令和2年3月18日東京都作業部会確認年月日令和2年3月19日

## 事業名 賃貸借

案件名 パラリンピックファミリーホテルにおける諸室の借入

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の 考え方に基づくもの であること		本事業は、大会運営を担う IPC のオフィスとして必要な事業である。よって、本件の経費は、平成29年5月31日の大枠の合意の考え方に基づき、組織委員会、東京都、国が、それぞれ相当額を負担するものと考える。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う 組織委員会が一括して執行した方が効率 的、効果的であること		本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から、一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。組織委員会が一元的に進めることにより、IPCからの条件を反映した調達とコスト縮減が可能となると考える。	
経費の内容等 が必要性(必要 な内容、機能か	必要性	開催都市契約 大会運営要件で定められているIPCオフィススペース等の提供であり、大会運営に不可欠な事項である。	
単価かなど)、	<b>効</b> 率 性	本事業は、V4 予算の範囲内であるとともに、 使用範囲や期間を最小限にとどめる等の経 費削減に努め、効率性に配慮していること を確認している。	
で相応かなど) 等の観点から 妥当なもので あること	納得性	2012 年に締結された保証書記載の金額を大幅に下回る価格となっているとともに、ホテル側と交渉を重ねた結果、通常価格より割引がなされていることを確認している。	
その他経費の内容等 が公費負担の対象として適切なものであること		本事業にかかる費用は、大会に必要な大会 経費であり、公費負担の対象として適切で あると考える。	

<sup>\*</sup>公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。